

文京区監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和元年11月29日

文京区監査委員	竹	澤	正	美
同	松	本	理	恵子
同	白	石	英	行

令和元年度定期監査結果報告書（前期）

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、本区の事務の執行が適正、適切に行われているかについて、令和元年度定期監査を実施した。

2 監査の対象

主として平成30年度における本区のと事務及び事業の執行

3 監査の実施期間

令和元年5月20日から令和元年9月18日まで

4 監査の着眼点

平成31年度定期監査実施計画に基づき、事務及び事業の執行について、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性といった観点を重視し、以下の事項に主眼を置いて監査を実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。徴収手続は適正か。収入未済の債権管理は適切か。
- (2) 予算が適正かつ効果的、効率的に執行されているか。
- (3) 契約手続が適正に行われているか。入札・契約の競争性及び透明性は適切に確保されているか。履行確認は適切か。
- (4) 事務及び事業は経済的、効果的かつ効果的に実施されているか。
- (5) 施設、備品等財産の管理が適切に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。
- (7) 内部統制の整備状況はどうか、内部統制が有効に機能しているか。

5 監査対象部署（施設）

企画政策部、総務部、区民部、アカデミー推進部、福祉部、地域活動センター

6 監査の実施内容

対象部署（施設）に対して表1のとおり監査を実施した。

- (1) 監査は、資料、帳簿等の書面監査及び実地監査を効果的に併用して行った。
- (2) 事務及び事業については、リスク又は重要度が高いと思われるものを選定した。
- (3) あらかじめ監査対象となる部に対し事前調査を行い、事務局職員が書面又は必要に応じ実地により事前監査を行った。
- (4) 監査委員による監査は、監査対象の部課については部長及び課長に対し同時に行い、提出された資料、帳簿等の書面監査結果等を付して行った。地域活動センターの実地監査については、提出された資料をもとに各所長に対して行った。

7 監査の結果

財務事務を含む事務及び事業について、おおむね適正に執行されていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項として下記のとおり指摘と意見を行うものである。早急に改善のため原因と内部統制の対応も含め報告されたい。

(1) 指摘事項の処理基準

以下の処理基準に該当する項目を指摘事項とした。

- ① 事務又は事業の執行において、合規性、正確性の観点から重要な違法又は不当と認められ、是正又は改善を求めるもの。
- ② 事務又は事業の執行において、経済性、効率性、有効性の観点からは是正又は改善を求めるもの。
- ③ 口頭注意により是正又は改善を指示した事項について、十分な措置がとられていないもの。

(2) 財務事務

ア 指摘事項

(ア) 事業者への代金支払い

情報政策課におけるシステム改修委託 29,160,000 円外 7 件、総額 6,009 万円余の契約の代金支払いにおいて、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払いまで 2 か月以上経過しているものがあった。

また、スポーツ振興課におけるブラインド体験「スポ育」の運営委託 100,000 円外 2 件（3 事業者）、総額 30 万円の契約の代金支払いにおいて、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払いまで 2 か月から 3 か月以上経過しているものがあった。

検査完了後、速やかに請求書の提出を求めるとともに、支払状況の管理、確認を徹底し、適正な時期に支払いを行われたい。

(情報政策課、スポーツ振興課)

(イ) 財産保管責任者の指定

文京区公有財産管理規則第 11 条では、財産の保管を適正かつ円滑に行うため、部に財産保管責任者を置くとともに、同第 41 条では財産の使用状況の適正さ等への注意義務が規定されている。しかしながら、福祉政策課においては、普通財産として土地 15,025.9 m²、建物延床面積 24,666.31 m²を管理しているところ、平成 29 年度に実施した行政監査「普通財産（土地・建物）の貸付けについて」において財産保管責任者の指定と財産の適正な保管を行うよう意見・要望しているにもかかわらず、その後も部長が実施すべき財産保管責任者の指定が行われていなかった。速やかに財産保管責任者の指定を行い、財産保管の責任体制を明確にされたい。

(福祉政策課)

(3) 事務及び事業

ア 企画政策部

(ア) 企画課：(仮称) 小石川地方合同庁舎における国施設と区施設の合築整備

a 事業の概要

国と連携し、庁舎の集約化等を図るためエリアマネジメント^{*}の取組により、税務署等の国施設と区施設（文京清掃事務所及び後楽幼稚園）を合築し、(仮称) 小石川地方合同庁舎として整備を行う。

※エリアマネジメント

国と地方公共団体等が連携した地域の国公有財産の最適利用を図る取組

(a) 敷地

国有地 土地総面積 3,182.28 m²

区有地の一部（通路部分）

(b) スケジュール予定

平成30年度～令和元年度 敷地調査 建築設計

令和2～5年度

既存建物解体工事 建築工事

令和6年度

使用開始

(c) 平成30年度決算額

10,481,230円 敷地調査、建築設計（一部）

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

文京清掃事務所及び後楽幼稚園について、近隣にある国有地を活用し、小石川税務署等の国施設との合築により効率的な建て替えが可能となるとともに、文京清掃事務所については組織、機能の見直しによる効率化が図られ、後楽幼稚園については認定こども園化により施設を充実することが可能となる。また、国有地を活用した合築整備を行うことにより、竣工まで現施設の稼働が可能であり、仮設建築物等の設置が不要となるなど、経済効果と区民の利便性の維持、向上が図られることが確認された。

さらに、調査、設計及び今後の建築工事等の整備に係る経費の適切な分担については、施設規模等に基づく国との経費配分が適正になされていることが確認された。

今後、幼稚園等の施設を利用する区民、周辺住民等への周知を行うため、説明会等を行う予定である。

(4) 広報課：広報紙等発行

a 事業の概要

区政に関する情報等を広く住民に周知するため、「区報ぶんきょう」、点字版広報、声の広報を発行している。

(a) 発行時期

毎月10日（1月は1日）及び25日

(b) 発行部数（平成30年度実績）

1号あたり124,500部～125,500部（1月1日号を除く）

1月1日号 99,890部（新聞折込）

(c) 配布方法

町会連合会への委託による全世帯配布（1月1日号は新聞折込）

区内地下鉄駅について設置した広報スタンド

(d) 平成30年度決算額

46,031,347円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、一部を除き適切であると認められる。

広報紙としての効果をみると、平成27年度「文京区広報メディアに関する区民意識調査」によれば、利用状況は「よく」「まあまあ」を合わせて「読んでいる」は7割であった。また、他の広報手段と比較すると区政情報の入手は8割以上が「区報」となっており、例えば「ホームページ」の約2割、「区民チャンネル」の約8%（重複回答あり）と比較して非常に高い。ただし、20歳代では、男性1割未満、女性2割未満であり、若者への情報提供手段としては効果が低くなっている。このため、情報提供手段としては、若者層を除き効果的といえる。

一方、「写真、イラストを増やしたほうがよい」「文字を大きく」といった要望もあり、他自治体が広報、一般の新聞では文字の拡大や写真、イラスト等による読みやすさの追求をしていることと比較して、掲載を予定する情報量が多く、これらの要望が実現されていない。

経済的な面については、配送経費は町会等への配付委託が1部あたり8円、新聞折り込みは1部あたり約4.4円であり、新聞折り込みの方が経費は低くなる。

c 意見

- ・現在の広報メディアの利用形態についてよく把握し、若者への情報提供手段や情報技術の進展に応じた効果的な広報のあり方を研究されたい。
- ・平成30年度に掲載基準を作成し、現在の文字数を基準として制限を設けているが、読みやすく、かつ魅力的な紙面をつくるためには、さらに掲載すべき情報量を絞り込むことも必要である。このため区報を区ホームページとリンクできるようにし、詳細はホームページで知らせるなど掲載方法も工夫し、読みやすく、かつ魅力的な紙面を作っていくよう取り組まされたい。
- ・配布方法については、町会との意見交換も踏まえつつ、町会への支援面と町会活動における人的な負担面を考慮し、慎重に検討されたい。

イ 総務部

(7) 総務課：情報公開制度

a 事業の概要

文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護に関する条例に基づく制度運用、行政情報センター資料コーナーの整備を行うことで、情報公開の推進、自己情報の権利保障及び個人情報保護の実現する。

また、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例、文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例に基づき、各附属機関の運営を行う。

(a) 平成30年度実績

- ・情報公開請求、自己情報開示請求等及び行政情報センター運営状況
情報公開制度 公開請求444件
個人情報保護制度 開示請求98件、訂正請求1件、削除請求1件
行政情報センター利用 資料閲覧9,759件外コピー利用等
- ・文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会
開催数：2回
委員数：9名
諮問事項：制度運用に関する重要事項ほか

諮問件数：2件

- ・文京区情報公開制度及び個人情報保護審査会

目的：非公開、非開示決定等の適法性、妥当性の再検討

開催数：2回

委員数：5名

審査件数：2件

- ・研修等

新任研修、実務研修、非常勤職員研修、事務説明会を開催

(b) 平成30年度決算額

1,641,156円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、一部を除き適切であると認められる。

情報公開請求の件数は平成28年度以降400件台で推移しており、個人情報開示請求も平成30年度98件の実績があり、安定的に制度運営がなされている。区民周知については、情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況を区報に掲載するほか、ホームページ等による周知を行っている。行政情報センターにおいては、情報公開請求等の受付、行政資料の整備、貸出を行っており、各所管課においても請求者とヒアリングを行い、行政情報の特定に努めている。

職員への制度周知及び意識啓発のための研修も毎年組織的に行われており、職員においては制度についての必要な認識が得られている。

ただし、平成30年度は一部業務においてデータ入力ミスやダブルチェックが十分に行われていなかったことによる個人情報の誤送付や文書の保管ルール未徹底による書類紛失等が発生している。

c 意見

個人情報の流出等の事故については区民との信頼関係を揺るがしかねない重大な問題であり、徹底的に防止することが求められる。このため職員に対し研修による意識啓発を十分行うとともに、各職場で情報流出事故を防止するための体制を構築するよう積極的に取り組まれない。

(i) 職員課：職員健康管理

a 事業の概要

職員の健康保持及び増進を目的として、労働安全衛生法、文京区職員健康管理規程等に基づき各種健康診断、健康相談、予防接種を実施し、疾病の早期発見及び予防対策に努める。

(a) 平成30年度実績

- ・受診率

定期健康診断 91.2%

消化器系健診 胃がん 45.9%、大腸がん 58.4%

女性健診 子宮がん 67.1%、乳がん 73.2%

- ・ストレスチェック回答率 83.9%

- ・特定健康診査における特定保健指導参加率
積極的支援 37.5%

動機付け支援 36.9%

- ・メンタルヘルス相談 延べ相談数 187件等

(b) 平成30年度決算額

48,623,923円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

定期健康診断は、例年受診率が高く、未受診者に対しては調査報告書の提出を求めており、人間ドック受診、育児休暇中等の理由がほとんどであり、未受診者の理由の把握が行われている。

また、胃がん検診の検査方法に胃内視鏡検査を追加するなど、国等における健康診断メニューの拡充に対応した見直しを行うとともに、随時血糖、血清クレアチニン（腎疾患に関する精密検査）等、追加、変更された項目についても円滑に実施されている。

個人情報の管理については、紙媒体及び電子データの保管、受け渡し等、仕様内容に則して適切に行われている。ただし、受付における同姓同名の職員の受診票の取り違えが1件あった。今年度についてはこの誤りを防止するために受付時に十分な本人確認を行うようにし、改善が図られている。

(ウ) 防災課：避難所の運営

a 事業の概要

震度5強以上の地震発生時に、区職員、学校長、学校教職員は避難所運営協議会と協働して避難所を開設し、運営する。避難所開設、運営を円滑に行うことができるよう避難所運営訓練を計画的に行っている。また、平成30年度から、参集した誰もが躊躇せず実働できるよう、避難所開設キットを全避難所に配備し、この利用を含めた防災訓練等を実施している。

(a) 平成30年度実績

避難所総合訓練4回（春・夏・秋・冬）

避難所運営訓練9回

ワークショップのみ実施1回

参加者数50～239名（上記の各訓練並びにワークショップ1回あたり）

(b) 平成30年度決算額

14,475,143円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、一部を除き適切であると認められる。

訓練参加者数については、地域により多い地域、少ない地域のばらつきがあり、各地域の住民に対する周知を更に効果的に行うことが求められる。

事業の改善の状況については、被災地に派遣した職員の報告等を参考に避難者ニーズに沿った物資の依頼、感染症の予防、要配慮者への対応等の課題解決に向けた検討を行っている。また、参集した誰もが躊躇せず実働できるよう、避難所開設キットを全避難所に配備し、これに応じた訓練を行っている。

新たに導入した避難所開設キットは、発災時から3時間程度の初動活動を記した手順書や物品等をまとめており、この手順書に則って行動することにより迷いなく避難所の開設が可能となっている。訓練では参加者の8割以上が手順を「理解できた」と回答しており、避難所開設キットが有効であることが認められる。今後も訓練を積み重ね、各避難所に応じたものにカスタマイズしていくことが求められる。

文京区避難所運営ガイドラインにおいて、避難所運営協議会に対し避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、活用、避難所運営関係者への配付・共有を呼び掛けている。ただし、各避難所運営マニュアルの内容の検証については一部を除き実施されていない。

c 意見

文京区避難所運営ガイドラインにおいて定めている避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成等については、より良い避難所運営体制を構築するため、作成状況や内容を適切に把握、検証し、避難所運営協議会への支援に取り組まれない。

ウ 区民部

(ア) 区民課：区民センター管理運営

a 事業の概要

区民センター 地上4階、地下1階 建物総面積 4735.43 m²

施設：会議室、社会福祉協議会、私立保育所、障害者就労支援センター外
会議室10室：定員12名～252名、利用料金700円～21,900円

(a) 平成30年度実績

会議室利用状況：会館日数347日、利用件数7,797件、利用率74.9%、
使用料収入20,988,813円

(b) 平成30年度決算額

65,694,349円

・設備管理、清掃等委託49,701,353円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、一部を除き適切であると認められる。

会議室の利用では平成26、27年度の改修工事後の利用率は向上し、平成30年度で74.9%となっており、会議室によりばらつきはあるが、現在有効に利用がなされている。また、建物全体の利用状況としては、1階の真砂市場、地下1階のレストランを廃止後、区民ニーズの高い保育所や施策として重要な施設である障害者就労支援センター、地域連携ステーションファミコムを設置することにより有効利用がされている。

区民センターは毎月1日、年末年始の休館日を除き開館しており、施設予約ネットでの予約もできるなど、区民にとって利用しやすい施設となっている。

また、高齢者、障害者、外国人等へのバリアフリーへの配慮についても、全トイレの洋式化、「だれでもトイレ」の設置、段差の解消、点字ブロック設置、案内表示、パンフレットへの英語表記などを行うことにより実施されている。

ただし、平成30年度に設置した防犯カメラについては、個人情報に関する重要な設備であるにも関わらず、設置位置や利用者への周知、個人情報保護に関わる具体的な取り扱い等、設置に関する意思決定がなされていなかった。

c 意見

防犯カメラの設置にあたっては、個人情報保護を図るため適切な意思決定のもとで管理を行うようされたい。

(イ) 経済課：商店街おもてなし情報発信事業

a 事業の概要

江戸川橋地区のエリアプロデュース事業と連携し、国内外観光客向けに多言語対応のおもてなし冊子を製作してPRを進めることで、国内外観光客を取り込み、商店街の活性化を図る。

(a) 平成30年度実績

地蔵通り商店街振興組合 おもてなし冊子(日本語、英語、中国語表記)
6,000部

助成額 1,600,000円

(b) 平成30年度決算額

1,600,000円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

冊子については、平成30年12月に配布され、関係各所での配布や配架のほかフェイスブックへの投稿なども活用し広く周知を図っており、事業については円滑に進捗している。

補助金交付についての手続、経理については要綱に基づき適正に行われている。

冊子の内容については大学生の参加を得て作成され、魅力的なものとなっており、多言語表記もされ、国内外観光客に対し有効なものであると認められる。

冊子が観光客の手に渡ったルートや配布数量の把握、冊子に対する評価や冊子の活用状況等、今後、事業効果の検証を行うとともに、本区の国内外観光客に対する観光PRとしての位置づけをさらに明確にすることにより、効果的に事業を推進していくことは重要である。

(ウ) 戸籍住民課：コンビニ交付サービス

a 事業の概要

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、コンビニエンスストアにある多機能端末機(マルチコピー機)で、住民票の写し等の証明書を交付する。

発行証明書：住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書

平成28年10月開始

6:30~23:00 発行可能(12月29日~1月3日、メンテナンス日を除く)

(a) 平成30年度実績

発行通数：住民票の写し6,792通、印鑑登録証明書3,808通、
税証明書1,123通

(b) 平成30年度決算額

5,919,000円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合规性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

コンビニ交付サービスにおける証明書発行通数については、いずれも年々増加している。今後、国において健康保険証としてマイナンバーカードを活用するなどマイナンバーカードの活用範囲の拡大、普及が促進していくことにより、マイナンバーカードによる証明書発行数もさらに増加することが予想される。

コンビニで証明書が入手できることにより区民の利便性は高くなっており、有効な事業である。また、23区では一部で実施済みであるが、戸籍証明書のコンビニ交付について区民からの要望等もある。利用ニーズや国の動向を見ながら今後の検討を進めていくことは重要である。

経済性、効率性でみると、コンビニへの委託手数料は一件あたり115円が必要である一方、職員による窓口業務の負担は低減することとなる。現在、地域活動センターに併設されている区民サービスコーナーでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書等を発行している。基本構想実施計画では、区民サービスコーナーについて、マイナンバーカードの発行状況やコンビニ交付サービスの利用状況を踏まえ、開設時間の短縮や今後のあり方について検討していくこととしている。

エ アカデミー推進部

(ア) アカデミー推進課：観光事業における外国人対応

a 事業の概要

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、急増する外国人観光客を文京区へ戦略的に迎え入れるため、観光ガイド及び区内大学生等による観光案内や日本文化体験イベントを実施することで、外国人観光客の受け入れ環境を整備する。

また、効果的な情報発信を展開するため、多言語観光アプリケーションにおける文京区観光コンテンツの充実を図り、外国人観光客への情報配信基盤を整備する。

(a) 平成30年度実績

・インバウンド歓迎戦略

①文の京まちなか観光案内人

実施日数：41日

ボランティア参加者数：延べ223名

観光案内件数：853件

②日本文化体験三昧

実施回数：8回

体験人数：230名

- ・多言語観光アプリケーション整備事業
 - コンテンツ数：動画5件（うち平成30年度新規掲載3件）
 - 静止画25件（うち平成30年度新規掲載11件）
 - 文京区デジタルジャーニーコンテンツ再生数：8,346件
- ・文の京外国人おもてなし隊育成事業
 - ①「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座
 - 実施回数：5回
 - 受講者数：241名（受講後、外国人おもてなしボランティアに登録）
 - 外国人おもてなしボランティア登録者数：631名
 - ②外国人日本語でおもてなしレベルアップ交流会
 - 実施回数：1回
 - 参加者数：26名

(b) 平成30年度決算額
7,620,286円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

インバウンド歓迎戦略は、日本文化体験イベントやまちなか観光案内人による多言語の観光案内を実施することを通じ、観光に訪れた外国人が日本文化や区内の名所、旧跡等の観光への関心を高めるきっかけとなっており、文京区の魅力発信にも寄与している。

スマートフォン向け多言語観光アプリケーションは、動画等の30コンテンツを日本語、英語、中国語、韓国語により閲覧することができ、デジタルジャーニーコンテンツの再生数は年間8,346件に上っている。

外国人おもてなし語学ボランティア養成講座は、受講者へのアンケート結果からおもてなし意欲の向上が伺える。また、受講者を外国人おもてなしボランティアに登録することで、ボランティア登録者数は基本構想実施計画に掲げた目標数を上回る631名となっている。

(イ) スポーツ振興課：スポーツボランティア事業

a 事業の概要

文京区の生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、「支えるスポーツ」の担い手としてのスポーツボランティアを養成し、区内外のスポーツ振興事業等に派遣する。

(a) 平成30年度実績

- ・スポーツボランティア
 - 登録者数：124名
 - 派遣実績：60事業、延べ472名従事
- ・ボランティア養成講座
 - 実施回数：7回
 - 参加者数：延べ79名

(b) 平成30年度決算額
1,980,519円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、一部を除き適切であると認められる。

スポーツボランティアは、新規登録数の堅実な伸びとともに、意向調査に基づき活動意思が確認できない者の登録を抹消したことで、より実効性の高い体制が整備された。区主催事業、他団体から依頼された事業へのボランティア派遣に加え、区が他団体へ依頼して確保した事業への派遣も行っており、広範な競技種目にボランティアを派遣できるように取り組まれている。スポーツボランティア養成講座では、応急救護訓練等の実践的な内容も行われている。

ただし、障害者ボランティアについては、障害者がスポーツボランティアに登録し、ボランティア活動への取組がきっかけとなってスポーツを始めることで、障害者スポーツの実施率の向上につながるものとされているが、現在の登録数は4名と少なく、障害者のスポーツ実施率の検証も行われていない。

c 意見

障害者ボランティアについては、障害者がスポーツボランティアに登録し、ボランティア活動をきっかけにスポーツを始めることで、障害者スポーツの実施率の向上につながるものであるとされているが、障害者ボランティアの登録数は4名と少なく、障害者スポーツを充実させるための実効性が十分発揮されているとはいえない。

障害者ボランティアへの参加の呼び掛けをより一層強化するとともに、障害者スポーツへのスポーツボランティア派遣を積極的に進めることで、多くの区民の参加を得て障害者スポーツの活性化を図られたい。あわせて、スポーツ実施率等の成果の把握、検証も行い、適時、事業の見直しに取り組まれたい。

オ 福祉部

(ア) 福祉政策課：民間事業者による高齢者施設の整備（春日二丁目特別養護老人ホーム）

a 事業の概要

介護を必要とする高齢者への支援を拡充するため、公有地を活用して民間事業者支援を行い、民間事業者主体による特別養護老人ホームの整備を行う。

春日二丁目区有地（旧建設省官舎跡地）における特別養護老人ホームを整備・運営する事業者に対し、区有地を貸し付けるとともに、文京区特別養護老人ホーム施設整備費補助金を交付することにより、高齢者施設の整備を推進する。

(a) 区有地（普通財産）の貸付

契約種別：借地借家法第22条に規定する定期借地権設定契約

貸付期間：令和2年2月1日～51年間（未契約）ただし、建設工事期間中（平成29年10月17日～令和2年1月31日）は民法第593条に規定する土地使用貸借契約

- (b) 施設整備費補助
- ・文京区特別養護老人ホーム施設整備費補助要綱（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護）
 - ・文京区地域密着型サービス等整備助成事業補助金（認知症対応型通所介護）一介護保険課執行
- (c) 用地費補助
- 文京区定期借地権利用による地域密着型サービス等整備促進補助金（認知症対応型通所介護）《令和元年度介護保険課補助予定》
- (d) 土地及び建物概要
- 土地：文京区春日二丁目115番2（地番）
敷地面積 1,470.51 m²
- 建物：鉄筋コンクリート造 地上6階
建物面積 882.29 m²、延床面積 4,322.69 m²
- (e) 整備・運営事業者
- 社会福祉法人 龍岡会
- (f) 実施内容
- ・特別養護老人ホーム 定員99名（ユニット型）
 - ・短期入所生活介護（ショートステイ） 定員11名（ユニット型）
 - ・認知症対応型通所介護 定員10名
- (g) 開設予定
- 令和2年2月1日
- (h) 平成30年度実績
- 平成30年9月 民間事業者による建設工事着工（建設工期 平成30年9月1日～令和元年11月30日）
- 平成31年3月 文京区特別養護老人ホーム施設整備費補助金 30,800千円交付
- (i) 平成30年度決算額
- 31,612,708円
- 【特定財源】都補助金 15,400,000円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

平成28年9月16日基本協定締結時は、平成31年3月1日開設予定であったが、平成30年4月26日東京地下鉄㈱との協議において当初計画した工事内容では工事費の大幅増となることが判明したため、「地下なしの建物への変更」を行うこととなった。この間の協議及び実施設計期間の延長に伴い、開設時期が令和2年2月に延期された。東京地下鉄㈱との調整により協議開始が詳細設計確定後となったことで、結果的に当初計画による施設完成が不可能になるとともに、事業者の設計監理委託期間の延長等をせざるを得なかった。

補助金交付にあたって、申請、決定、交付手続等は、文京区特別養護老人ホーム施設整備費補助要綱に基づき、適正に行われていることを確認した。

また、区の東京都への補助金申請等についても、適正に行われていることを確認した。

(イ) 障害福祉課：障害者総合支援法による福祉サービス

a 事業の概要

障害のある方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスを提供する。

(a) サービスの種類

・自立支援給付

①介護給付（居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所（ショートステイ）・療養介護・生活介護・施設入所支援）

②訓練等給付（自立訓練・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助（グループホーム））

③補装具等の支給

④自立支援医療

⑤相談支援（地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援））

・地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

②自発的活動支援事業

③相談支援事業

④意思疎通支援事業

⑤日常生活用具給付事業

⑥移動支援事業

⑦成年後見制度利用支援

⑧地域活動支援センター

⑨日中短期入所事業

⑩巡回入浴サービス

⑪緊急通報システム設置

⑫火災安全システム設置

⑬自動車運転免許取得費補助事業

⑭自動車改善費助成事業

(b) 平成30年度実績

申請 1,504 件

支給決定 1,504 件

サービス等利用計画作成 913 件

件数：自立支援医療の給付 185 名

補装具の支給 248 件

日常生活用具の給付 1,715 件

障害福祉サービス 11,664 件

地域生活支援事業 3,849 件

(c) 平成30年度決算額

1,878,549,416 円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、一部を除き適切であると認められる。

地域福祉保健計画と比較し、おおむね目標を達成している。ただし、重度訪問介護は年々利用時間数が減少しており、計画と比較して実利用者数、時間数も少ない。また、重度障害者等包括援護については実績がない。

ストマ用装具、紙おむつの継続給付者については、区から申請書を該当者宅へ郵送し、郵送にて申請が可能であるため、申請者への負担が軽減されている。

身体障害者（児）住宅設備改善給付については、区は申請者からの申請に基づき必要な調査を行った後、給付を決定し、申請者に決定通知書及び給付券を交付するとともに、工事施工業者には給付委託通知書を交付する。住宅設備改善工事は、これら給付決定等の行為の後、実施される。このため、障害者等の日常生活を支援するためには速やかな給付決定等が求められるところである。しかしながら、申請を受理した後、理由なく2か月以上処理がなされていない事例がみられた。

c 意見

身体障害者（児）住宅設備改善給付にあたっては、事務処理の進捗管理を適切に行う等により速やかに給付決定等を行い、身体障害者の日常生活への必要な支援が迅速に行われるよう取り組まれない。

(ウ) 介護保険課：地域密着型サービス施設整備費補助

a 事業の概要

高齢者・介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者や中程度の要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活していけるよう、民間事業者による効果的かつ効率的な地域密着型サービスの施設整備を促進する。

(a) 旧向丘地域活動センター跡地小規模多機能型居宅介護等施設整備

補助金交付額 203,528 千円

設置者 (株)グッドライフケア東京

定員等 小規模多機能型居宅介護 宿泊定員9名 登録定員29名
認知症対応型共同生活介護 2ユニット18名
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 定員45名

所在地 文京区西片二丁目19番15号

建 物 鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建て

1階 地域交流スペース、地域包括支援センター本富士分室
2、3階 小規模多機能型居宅介護事業所
4、5階 認知症高齢者グループホーム

開 設 平成30年7月

(b) 春日二丁目認知症対応型通所介護施設（特別養護老人ホーム併設）整備（令和元年度開設予定）

補助金交付額 1,130 千円

設置者 社会福祉法人龍岡会

定員等 （認知症対応型通所介護）定員10名

所在地 文京区春日二丁目115番2（地番）

建 物 鉄筋コンクリート造 地上6階

開 設 事業開始予定年月日 令和2年2月1日

(c) J K K 茗荷谷住宅跡地地域密着型介護老人福祉施設

補助金交付額 3,505 千円

設置者 社会福祉法人奉優会

定員等 地域密着型特別養護老人ホーム 24名

認知症高齢者グループホーム 18名

小規模多機能型居宅介護 宿泊定員9名

所在地 文京区小日向一丁目54番4 (地番)

建 物 鉄筋コンクリート 地上3階

開 設 事業開始予定年月日 令和2年3月1日

(d) 小規模多機能型居宅介護施設整備・認知症対応型共同生活介護施設整備事業者公募

平成30年9月公募開始 応募なし

- ・小規模多機能型居宅介護もしくは看護小規模多機能型居宅介護

全圏域 1箇所

- ・認知症対応型共同生活介護

全圏域 1箇所

(e) 平成30年度決算額

208,558,917 円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

平成28年度に高齢者等実態調査に基づき、利用者のニーズを把握し、高齢者・介護保険事業計画を作成した。これによれば、小規模多機能型居宅介護等施設、認知症対応型通所介護施設、認知症対応型共同生活介護等、平成30から32年度において9施設の整備を予定しており、平成30年度2施設開設、令和元年度5施設開設予定である。

補助金交付にあたって、申請、決定、交付手続き等が要綱等に準拠し、適正に行われているのを確認した。

新規地域密着型サービス事業実施予定者については、平成30年度に公募したところ応募者がいなかった。その理由としては、所管課が実施した事業者に対する聞き取りによると、経営上の理由や区内に適地を探すことが困難なためとのことである。

地域密着型サービス施設整備をニーズ量に応じて、計画的に進めるため、他自治体等の事例等も情報収集の上、建設適地のマッチング、経営上の支援等、早急に必要な対策を検討し、基本構想実施計画及び高齢者・介護保険事業計画を円滑に推進していくことが重要である。

(4) その他業務に関する意見

ア 有線テレビ広報活動について

有線テレビ広報活動については昭和63年度から映像を活用した広報として実施している事業であるが、平成30年度の事業費は1億2千万円余で、広報紙の2.6倍の経費が計上されている。映像を活用した広報の有効性はあるが、現在の有線テレビという媒体では視聴者が限定されること、魅力ある映像をインターネットを通じて提供すれば全国的にPRできること、地域的な情報は別

の手段で伝達が可能であること等も考えられ、映像の制作委託経費と区民等への情報提供の効果のバランスがとれていない。このため、今後の映像による広報の効果的なあり方について早急に検討されたい。

(広報課)

8 組織及び運営の合理化に関する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、報告に添えて意見を提出する。

(1) 物品の管理について

今年度の定期監査では、物品が備品供用管理票、供用備品現在高調書のとおり現品が保管されているかについて試査により確認を行った。その結果、複数の部署で、物品の存在が確認できず、物品の適切な保管及び現品の確認や物品管理規則上必要な廃棄等の事務手続がなされていない例が見受けられた。各部署においては、自己検査のチェックリストに基づく現品の確認等物品管理規則に基づき物品の適正な管理を行うとともに、物品事務統括部署においては全庁的に自己検査が適切に実施され、物品管理が適正になされるよう、十分な指導をされたい。

(2) 契約事務の内部統制について

契約事務に関しては、平成30年度行政監査において意見・要望しているところであるが、今年度の前期定期監査においても見積書、仕様書、請書等の不備が各部署において散見される状態にある。担当者だけでなく、監督、指導する係長等にも契約事務に関する知識が不足し、十分なチェックができていないことが不備の大きな原因ともなっている。このため、全庁的に契約事務の適正な執行が図られるよう、本区の内部統制制度の導入を契機として、契約事務の内部統制体制を構築するべく徹底して取り組まされたい。

(3) 支払い遅延について

今年度の定期監査では、支払い遅延について重点的に確認し、監査を実施した。その結果、請求書を徴することが困難な事情がないにもかかわらず、検査終了後、2か月以上支払いが遅延している場合が多く、多くの部署で見受けられた。金額の多寡、遅延の期間、発生頻度等、リスクの重要度により指摘事項あるいは口頭注意としたが、どの部署においても起こりうる課題である。

主な原因としては、履行及び検査の完了した契約に係る支払いに関して組織的な確認が十分なされていない場合や事業者からの請求書が検査完了後から一定期間が経過しても提出されない際に事業者への催促が速やかに行われていない場合等である。

支払いの遅延は、事業者とのトラブルの発生、法律に基づく支払遅延利息の発生、過年度支出による翌年度予算での異例な措置等の恐れもあるなど、区の信用に関わる大きなリスクが発生する原因となるものである。

統括部署においては、会計事務規則に基づき会計事務が適正に執行されるよう、支払い事務に関する統一的なルールづくりに取り組む等、全庁に対し必要な指導を行われたい。

また、令和2年度より内部統制体制の導入が予定されている。各部署においては、支払いの組織的な確認等により適切な支払い事務を執行することができるよう内部統制体制を整備されたい。

(表1)

監査対象部署及び実施日程

対象部署（施設）		実施期間	監査委員監査日
企画政策部	企画課 財政課 広報課 情報政策課	5月20日（月）～ 7月26日（金）	7月1日（月）
総務部	総務課 職員課 契約管財課 税務課 危機管理課 防災課	6月4日（火）～ 7月26日（金）	6月26日（水）
区民部	区民課 経済課 戸籍住民課	6月17日（月）～ 7月26日（金）	7月8日（月）
地域活動センター	地域活動センター（以下を除く6所）	6月17日（月）～ 7月2日（火）	
	大塚地域活動センター	9月6日（金）	9月6日（金）
	湯島地域活動センター	9月18日（水）	9月18日（水）
	駒込地域活動センター	9月13日（金）	9月13日（金）
アカデミー推進部	アカデミー推進課 スポーツ振興課	6月25日（火）～ 8月26日（月）	7月16日（火）
福祉部	福祉政策課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 介護保険課 国保年金課	7月5日（金）～ 8月26日（月）	7月30日（火）